

諮 問 事 項

「消費者被害防止のための事業者規制のあり方について」

諮 問 の 趣 旨

近年、規制緩和の進展や少子高齢社会への移行、さらに経済のグローバル化や高度情報化等を反映して、消費者を取り巻く環境は変貌を遂げている。こうした社会経済状況の変化に伴い、都民の消費生活に関する相談や被害も多様化し、複雑化してきた。

東京都は、これまでも時代に即した相談体制の構築や、厳正な事業者指導等により被害の拡大防止を図るとともに、消費者への啓発事業の実施等により被害の未然防止に取り組んできた。また、平成14年には東京都消費生活条例を改正して、不適正取引行為への迅速な対応等を行ってきたところである。

しかしながら、その後も消費者被害は増加を続け、平成16年度に都内の消費生活相談件数が初めて年間20万件を超えて、過去3年間で約2倍となった。また、悪質化・巧妙化した新たな手口が次々に現われ、これに伴って消費者被害も深刻化の一途をたどっており、現行の条例やこれまでの施策では十分に対応できない面がある。このような状況を踏まえ、悪質事業者に対する迅速かつ厳正な対応を行うという観点から、東京都消費生活条例の改正の方向と、新たな不適正取引防止対策事業について、検討を行う必要がある。

そのため、「消費者被害防止のための事業者規制のあり方について」諮問するものである。